国 自 旅 第 ５ ５ 号
平成２９年６月７日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長　殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長　殿

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業の許可等における
車両の点検及び整備に関する基準について

「「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」（平成１１年自旅第１２８号、自環第２４１号）の細部取扱いについて」（平成１４年国自旅第１６３号）において、申請事案の審査事務について、事案処理に係る細部取扱いを定めたところであるが、車両の点検及び整備に関する基準については下記のとおり定めたので、その旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。あわせて、管内の一般貸切旅客自動車運送事業者あて周知されたい。

なお、本件については、別紙のとおり、公益社団法人日本バス協会会長あて通知したので申し添える。

記

１．安全投資計画

車両の点検及び整備に関する計画について

・　貸切バス予防整備ガイドライン別紙２については、別紙に定める項目に関する交換基準が定められているものとする。
・　別添に定める項目以外の全ての項目については、点検基準が定められているものとする。

２．事業収支見積書

車両の点検及び整備に関する計画に係る費用について

・　営業費用のうち、事業用自動車の修繕費については、事業者の保有する車両の平均車齢に応じて、事業収支見積書に記載された計画期間を平均して１年あたり、以下の金額に保有車両数を乗じて算出した金額以上の費用が計上されているものとする。

（１）年間平均走行距離が３万ｋｍ以上の事業者
①平均車齢が１年から５年：２８万円
②平均車齢が６年から10年：６１万円
③平均車齢が11年から15年：６１万円
④平均車齢が16年以上：８０万円
（２）年間平均走行距離が３万ｋｍ未満の事業者
①平均車齢が１年から５年：１０万円
②平均車齢が６年から10年：２２万円
③平均車齢が11年から15年：２９万円
④平均車齢が16年以上：４５万円
ただし、本算出に用いる保有車両は、外注整備を行う車両のみとする。

・　自社整備を行う車両の場合においては、上記によらず、貸切バス予防整備ガイドラインの別紙２に定める内容を含めた見積額が修繕費に計上されているものとする。

・　リース料に車両の点検及び整備に関する計画に係る費用が含まれている（いわゆるメンテナンスリース）場合においては、上記によらず、貸切バス予防整備ガイドラインの別紙２に定める内容を含めた見積額がリース料に計上されているものとする。

（別　紙）

貸切バス予防整備ガイドライン別紙２に交換基準を定める項目

| 装 置 名 | 項　　目 |
|---|---|
| 制動装置 | エアードライヤー |
| | ブレーキチャンバー<br>（エアーチャンバー） |
| 緩衝装置 | エアスプリングダイヤフラム |
| 動力伝達装置 | トランスミッションオイル |
| | デファレンシャルオイル |
| | クラッチブースター |
| 原動機 | エンジンオイル |
| | 燃料フィルター |
| | セルモータ |
| | 尿素水フィルター |

（別　添）

国自旅５５号の２
平成２９年６月７日

公益社団法人日本バス協会会長　殿

国土交通省自動車局
旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業の許可等における
車両の点検及び整備に関する基準について

標記について、今般、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。